

総務部長

庶務課長

各課長



下関掃部

號

庶務主任



一月一日

昭和二十二年七月十七日

下関掃海部長

廣島財務局長殿

国有財産一時使用に關する件申請

首題に關し昭和二十一年五月三十日附国才八八三號を以て向ふ一箇年
一時使用承認になりました国有財産は當部任務遂行上昭和
二十二年五月三十日より更に向ふ一箇年間必要に付一時使用承認
相成度申請致します

(終)

寫送附先 廣島縣財務局山管財所下関出張所長

吳地方復員局總務部長

新花

復員省

9-10

0880

吳復第三九三號

昭和二十二年七月十八日

吳地方復員局總務部庶務課長

復員廳第二復員局總務部

小國事務官殿

保有物品調書に關する件送付

六月十二日物件處理委員會開催の際御渡せし保有物件調書に別紙を追加
せられたい

追つて本件は六月二十五日英機車檢案の際押收せられたるものにして
現品は在庫せざるに付爲念

(別紙ニ葉添)

(終)

0881



吳復第四〇六號

昭和二十二年七月二十三日

吳地方復員局總務部長

播磨造船所長 神保敏男 殿

小麗女島所在錨一時使用の件について

播磨吳調七第一〇一號出帆の首題の件は吳管船部長と協議の上使用のことに承認されたから了知ありたい

(終)

0882

播磨國 7 第 一 〇 一 號

昭和二十二年七月十八日

吳地方復員局長殿

小麗女島所在錨一時使用許可御願

舊軍艦大漣引起用として標記の錨左記により一時使用を御許可下さいませ
機御願申上げます

記

品名	八屯錨	六屯錨	數量	七挺	六挺	所在	小麗女島	期間	七月十八日より 約三ヶ月間	記事
----	-----	-----	----	----	----	----	------	----	------------------	----

(終)



敏



0883



復第四一〇號

昭和二十二年七月二十六日



吳地方復員局長

總務部長

中國、四國各縣知事殿
中國、四國、九州各海運局長殿
廣島財務局長殿

廢務課長

各課長

部員

掃海作業打切り時期の變更竝に之に關聯して
特殊物件處理方針の一部變更に就き照會

當復員局所管業務の進捗に應じ適時所管特殊物件の處理を促進する從來の根本方針には變りないが今回復東海軍司令部より瀬戸内海掃海作業の打切り時期を相當繰り延ばすこと竝に掃海基地の變更に關し指令を受けたので目下の處掃海作業が當復員局の主要作業たる點にも關聯し特殊物件の處理發動の時期に關しても若干の變更を要するものと考へらるるに付御了承ありたい
尚復東海軍司令部の指令に基く掃海作業處に同作業基地等の變更及び之に關聯し今後の特殊物件處理上参考とせられたい要點左の通りである

0884

一 瀬戸内海方面の磁気掃海の打切り時機は少くも來年五月末頃迄延期される見込

二 下關掃海部は閉關せず現掃海作業を續行する尙新に吳及び徳山に掃海臨時基地が置かれる

從來の大竹掃海部は九月中旬頃閉關されるが物件は各掃海關係基地へ搬出移管することに指令があつた

三 從來掃海部作業に従事して居つた舟艇は極東海軍司令部の指令に依り引續き掃海に使用されるもの、特別保管艇として繋留されるもの及び水上警察用に充てるもの等に分ち全部決定済である

四 衣類類は掃海作業の變更に關連當分他に保管轉換されない見込

五 目下當復局局所管物件中主として一種需品、無線機器類及び二種需品と雖もBQのPに譲渡せしめらるる算が極めて大である

六 副産品類は復員局が置く限り當方に必要である

尙從來官製市民より多數の物件拂下申請書が當局宛提出されているが復員局一發第六八號に明示されてある通り當局には直接拂下の決定權賦

に責任がなく且掃海作業延期に關連今後當局宛申請は受理し難いので關
係各部に對し可然連絡御指導をお願いしたい

(終)

配付

山口、鹿島、岡山、鳥取、島根、香取、徳島、高松、愛媛、高知、各一部

中国、西園、九州、北海道、各一部

鹿島、野村、各一部

字

岩手、秋田、山形、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、和歌山、奈良、徳島、香川、高松、愛媛、高知、福岡、佐賀、長門、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、各一部

下
下
9-5

0886



吳復第三七五號ノ八

昭和二十二年七月三十日

吳地方復員局長

第一復員局長 殿

特殊物件保管轉換の件報告

左記物件は何れも不良廢品に付、廣島縣知事に保管轉しました。

記

保轉月日

品名

數稱

數

量

記

專

六月

二月

雨脚器

・

五

海水應暖計

・

六

空盆晴雨計

・

三

六分燈儀

・

三

星球儀

個

五

(西日本水産株式会社拂下)

海軍

(美濃原紙乙)

0887



奥復第四二七號

昭和二十二年七月三十一日

廣島縣總務部長 殿

奥地方復員局總務部長

特殊物件代償に對いて照會

昭和二十一年七月十二日指令轉海一部第一四七七號で拂下げになつた舊安浦海兵團保管の陸軍隊用編上靴は復員業務等雜作業を黙々として實施する勤務員の爲申請して各縣に配分し各縣では抽籤によつて個人に無償配布したものである當時の情況は復員者に對する一般の感情は極めて險惡で怨嗟譏謗の的となつて居たので勤務員の士氣興らず復員業務急遽感理上支障を來たす懼れがあつたので一千數百名の勤務員の士氣の振作と慰勞の爲右の措置に出でたものであり且受配者の大多數は既に解員離別した現狀では代金の徴収も困難であるから本件に關しては特別の御査察によつて無償拂下の事に御取計いを得たい

(終)

0889

吳復第四三二號

昭和二十二年八月二日

廣島縣總務部長殿

吳地方復興局總務部長

持物課

拂下燃料に關する件照會

六月十八日轉第七十三號に依り貴照會の首題の件別紙寫燃料は納票の通り補給部に受取らしめ該部は之を正式受込手續の上復興輸送竝に備海用燃料として供給したから本油に對しては無償保管轉換の事に御取計を得たい
尙受入數量は現騰にて實際引取たる時の實數で指令書と若干の差あり爲念
追て本件は曩に補給部擔任者と貴廳調査課擔任官と打合濟

(別紙ニ葉添)

(終)

0890

小方第一九〇號 (附屬書類 通) 昭和二十三年八月六日

昭和二十三年八月六日

佐伯郡小方村々長

町田 勝

復員局長殿

潜水学校内第二実習場ノ一時使用ニ係ル件

小方村は豫而中學校々舎として潜水学校内にある第二実習場の一時使用並に第一第二機械実習場の掛下げを懇請してゐましたが現在その中第一第二実習場の建物を廣島高等學校並びに浅野物産株式會社が使用してゐるので正式の申請を見合はせてゐました。ところが廣島高等學校は来る九月中旬頃廣島へ引揚げ又浅野物産株式會社はその使命を果して既に引揚を終らしてゐます

本件「是後トシテ」の「是後」を「今」に改訂し、昭和二十三年八月六日(口授)

本館工成業株式會社大竹主場

廣島縣佐伯郡小方村大字新一二〇番地

日本化成工業株式會社大竹工場

廣島縣佐伯郡小方村大字小方新子二一〇番地

第 號 (附屬書類 通) 昭和 年 月 日

折も折去る七月三日午後十一時當小方村小學校より發火し二時間
 餘にしてその校舎の大部を焼失してしまつて中學生はをるか
 小學校児童をえ收容教育する建物を失つて困り果て早速
 廣島財務局岩國管財出張所、廣島財務本局佐伯郡地方事
 務所並に廣島縣廳轉用課に連絡懇請し、正式にその
 一時使用又は押下げ申請書を提出しました所、英壕軍並に
 英軍政部のサインがあれば至急に便宜を取計ふとのお話なの
 で直ちに英軍政部を訪問し英壕軍と御協定をいたさ
 特別同情あるサインをいたさきまして既に中國終戦連絡事務
 局を通し財務局長氣付で廣島縣知事に回送していただき
 ましたもので近く一時使用許可になる段取に相成居るものであり
 ます

一方、淺野物産株式會社は引あげた上更にいつまでも管理する

大 册 1,000-8-17

0892

日本化成工業株式會社大竹工場

廣島縣佐伯郡小方村大字小方新子一〇五番地

第 號 (附屬書類 通)

昭和 年 月 日

ことは困難であり、それかといつて空家にして置く日々硝子その他
の盜難夥しく頗る當惑してゐることもありますが、小方村が
お困りならその管理をお願するから、而もそのことは近く公文でも
小方村役場へ通知して貰ふから、すぐにでも管理に當つて貰ひたい
と申入れが、ありました。

高等學校は現在使用してはゐるが九月中旬頃には引揚げの
計画をもつてゐるので、その後は當局と御相談の上御自由
との話(一時此の建物は高等學校が廣島へ移築の計画を
もつてゐるかに傳えられてゐたが、それは建物の違であることが
その申請書類と相互の話し合により判然としました)になつて
ゐるものであります。

参考書類を添へて御様子をお申上げますから、何卒事情を
御賢察下さりまして、萬事よろしく御了承の程御願申上げます。

小宮第一八〇番

昭和二十二年七月二十一日

佐伯郡小宮村長

廣島縣知事
財務局長

廣島縣建設一課佐伯郡町中野ノ野

一書名簿 大竹縣早瀬水學校

ノ書二頁書

ノ書一冊書

ノ書二冊書

一所在 廣島縣佐伯郡小宮村

一書名

0894

種別	数量	用途	備考
土地	三三〇九坪		昭和二十二年三月五日迄（十年間）
建物ノ	四五一年	木造二階部	
同ノ	四二二年	木造平家部	
同ノ	四二二年	同右	

昭和二十二年三月五日迄（十年間）

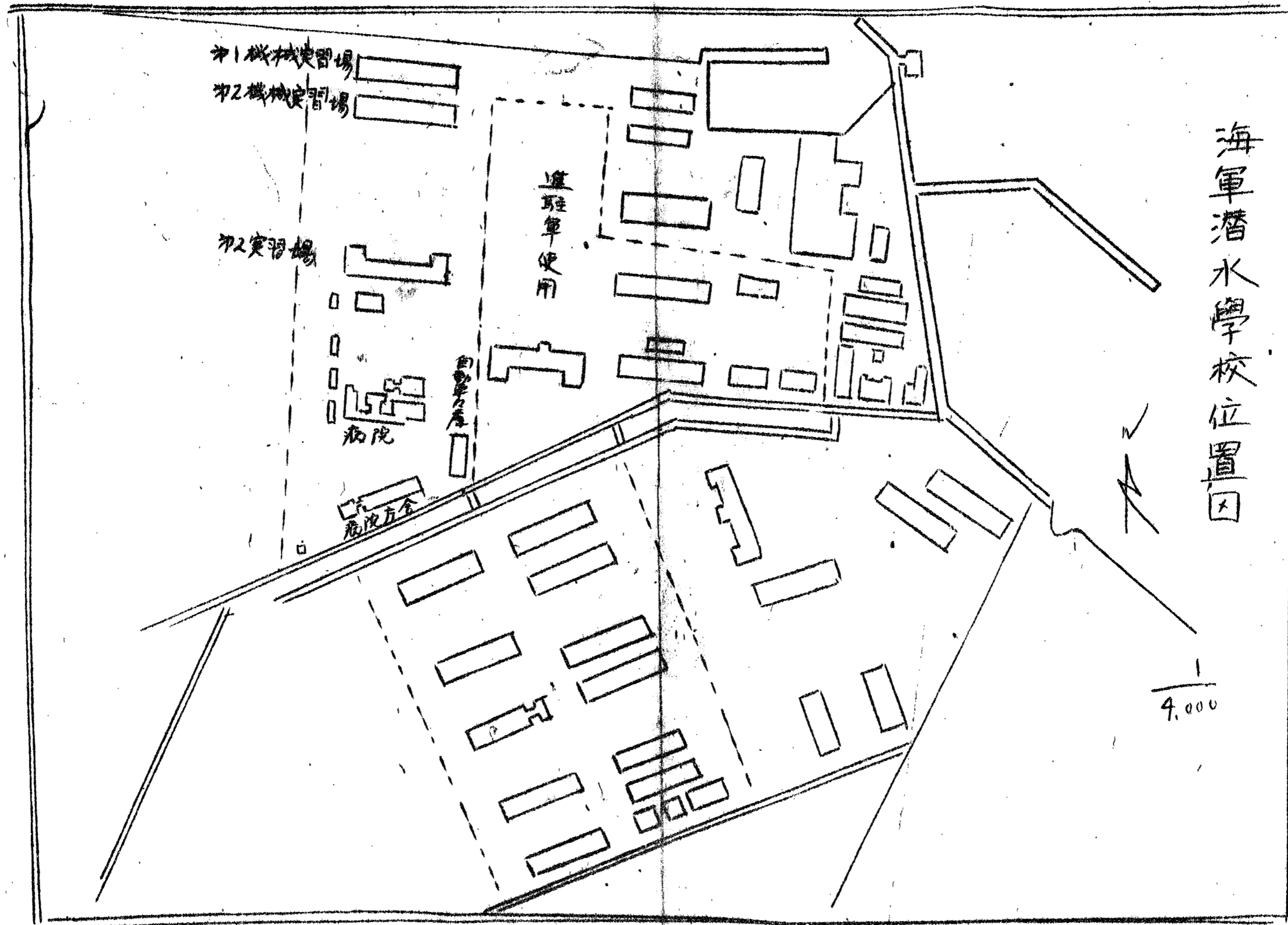
目的 新制中學校々會々々

六其他 ノ第三賣買場（現在地ニ於テ別建新校舎建設第一時費用

第一第二機被買買場（後日中學校々會被機應會々々

ヲ移築

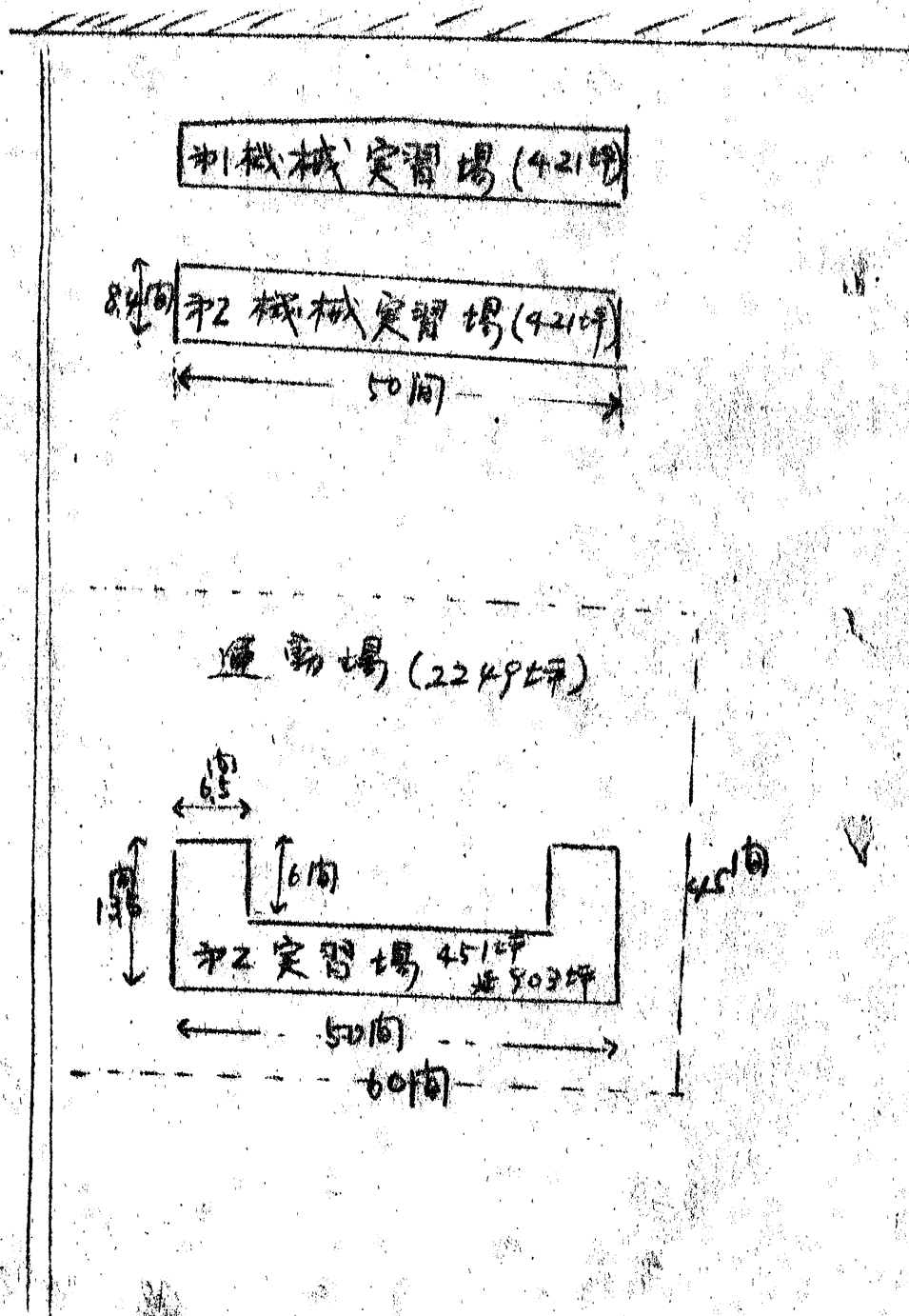
大蔵省 別紙 別紙 別紙 別紙 別紙 別紙 別紙 別紙 別紙 別紙



海軍潜水学校位置図

0897

建物図



0898

局長

局長

局長

局長

局長

参照 発

昭和二十二年六月二十三日附

COMNAVFE N.W. パード参謀長

(a) 東京中央連絡事務局
OLO文書NO. 二三二 (PM) 昭和二十二年五月三十日附

事務主任

7.31

官宛付
補佐部長 村本邦子
補佐部長 宮山夕
経理部

0899

第二復保管物件處理ノ件

一、關聯文書 (a) ニ依リ提出セラレタル第二復保管物件 (衣服及事務用品) ノ

處理案ヲ承認ス

二、資材ヲ民用ノタメ内務省へ移管スル場合ハ地方軍政部隊へ資材ニ關スル
リスト及報告書ヲ提出スベシ

(終)

各地を復員局長

局長

二復員第二七二號

昭和二十二年七月四日

総務部長

第二復員局総務部長

各地方復員局長殿

大連地方復員局残務整理部長殿

庶務課長

各課長

部員

部員

搬送職務費等に關する特別委員會に提出する記録に關する件通知

別紙の通り首題記録の提出要求があり八月十五日迄に中央に於て概報
一 第二復員局關係一第一、第二、第三、第四、第一二、を作製して提出
出することに定められたが本件は更に複雑な調査に迄進展することか
あると認められるので各所に通知する

別紙添付

計
②
人

0900

別紙

内閣衆甲第七六號

昭和二十二年七月二十八日

内閣官房長官

経済安定本部維持局長官殿

憲法第六十二條及國會法第九十四條によつて衆議長から別紙の通り記録提出の要求があつたから、貴廳に於て至急一括調査の上、記録を作成するよう御取計い願ひ度
命によつて照會します

追て右記録は貴方より衆議院議長へ提出するよう致したいから出来の上は各三十七部御目付願ひたい

0901

衆議院第二二五號

記録提出要求書

別紙記載の記録本院の隱退蔵物資等に關する特別委員會に於て調査と必要であるから至急各三十部宛提出ありたい
右憲法第六十二條國會法第百四條によつて要求する

昭和二十二年七月二十六日

衆議院議長 松岡 勘吉

内閣總理大臣 片山 哲 殿

0902

一 終戦當時に於ける部隊（部隊名）配置状況並びに部隊長、經理主任の

氏名、右の現住所

一 終戦當時に於ける軍需物資の蓄積状況、品種別、数量別、廠別

一 終戦當時の軍關係（海軍關係を含む）より民間工場への發註状況、

會社別、品種別、數量別、金額

一 終戦當時より現在に至る期間に於ける軍所有物資（兵器を除く）の

處分状況

拂下げを受けたる者の氏名、品種、數量、價格

五 兵器處理委員會の兵器處理状況（各廠別）

(イ) 兵器委員會の構成

(ロ) 處理物件の數量

(ハ) 處理の方法（廢棄處分とカ拂下げ處分とカの區別）

(ニ) 拂下げたる場合に於ける拂下げを受けたる者の氏名、品種、數量

價格

終戦當時より現在に至る期間に於ける機發物資（連合軍より引渡しを受けたる物資を含む）の處分状況

(イ) 内務省調査部（後に局に改む）の構成立にその權限

(ロ) 品種別、數量、價格

(ハ) 拂下げの方法

(ニ) 拂下げを受けたる者の氏名

終戦當時より現在に至る期間に於ける軍關係不動産處分状況

(イ) 大藏省國有財産部の構成立にその權限

(ロ) 處分したる物件の種類、所在地、價格

(ハ) 拂下げの方法

(ニ) 拂下げを受けたる者の氏名

日本官公衛拂下品統制組合の構成立（定款）、主要幹部の氏名並にそ

の機能、政府機關との關係

日本特需産業株式會社の構成立（定款）、主要幹部の氏名並にその機

能、政府機關との關係

一、終戰當時に於ける各種重要物資統制機關の保有物資の品種別、數量、價格等一更にその物資を處分したる場合は處分方法の具體的内容

一、終戰後新設されたる商會社の構成(定款)主要幹部の氏名並にその所在地

一、捕發物資の軍需物資にして現在政府の保有にかかると物資の品種別、數量、價格、所在位地

一、隱匿物資處理委員會副委員長としての世耕弘一氏の發したる捕發令書の假令書の數量

(イ) 令書を受けたる者の氏名(専門委員の氏名及採用方式)

(ロ) 令書に示されたる隱匿物資の所在位地

(ハ) 令書に示されたる品種別、數量、價格

(ニ) 令書を發したるもその物資が合法的備在物資の爲に捕發不可能

なりし場合に於ける右偏在物資の品種、数量。

一 経済安定本部内の隠匿蔵處理委員會議議前に於ける隠匿蔵物資捕

獲状況

(四) 機 關

(五) 方 法

(六) 捕獲物資の品種別 数量

(七) 右物資を處分したりさせばその具体的内容

此の事柄の事案として係りたるものから決定せられたるもの

千三三商第一八八席

昭和二十二年八月二日

香川県経済部長

呉地方復員局総務部長 殿

元海軍々用自動車整理の件

現在香川地方世話部第二復員課所管の左記自動車は元海軍々用物件として引継の事務上未済で本年三月十日同日世話部係官の口述により佐世保地方復員局へ照合したか同局では状況不明の故を以て之が處理方を貴部へ移した回答を得たので貴部よりの御回答を待つべく如何に回答せしめ申す十五日電報より直接貴部へ照合せしめ何事回答せしめ現地軍政府と交渉の都合上支障あるから何分の御回答を願ひたい

総務部長

原務課長

海軍

事務

處理

0907

三都府事昭紀所

三都府事昭紀所

其後第以五多丁

昭和三年八月十八日

香川縣復興局總務部長

香川縣教育委員部才三世深長殿

自動車、件昭一會

今般香川縣經濟部長より別紙の通り昭一會があるか當復
員局と申しは初身に申し肉知一あり本件仰調査、上

事情詳細仰通知を得る

尚在件ハ至急処理せんきものと田心の事

(別紙送)

(送)

(竹秀納)

海軍

0909

二部

局長

徳公

(竹秀繪)

長後乃以五号

昭和三年八月十八日

長後乃以五号

愛媛縣知事青木重隆

交通船掛下の件回答

(正岡)は

八月二十日阿高向方四九八号によつて仰照会のあつた交通船掛下の件
 貴局に折角と申す所は、船は全部使用中に仰要望にたいし
 船中現狀の事から悪くかえり承知されたい。尚仰承知と目への
 運来に取掛の掛下は、大蔵省及運輸省に於て行の便宜を
 仰承知し、理中承知と目への事と居ります。

海軍

0910

控

昭和二十二年八月十五日

下關掃海部長殿

吳地方復興局總務部長



錨要具貸與の件申進

左の物件費部の任務遂行に支障なき限り在宇部東組に貸與方取計を得度い
細目に就ては菊地敏隆直接連絡致します

一 六百疋乃至一噸錨 一 挺

二 約三百疋の錨 一 挺

三 錨鎖 四 節

(終)

0911

控

吳復第五七五號ノ九

昭和二十二年八月三十日

復員廳總裁殿

吳地方復員局長

五〇〇噸重油船搭載需品貸與に関する件

出光興産株式会社に一時使用許可中の五〇〇噸重油船首題の件別紙の通
申請がありましたから之が認許方取計を得度い

別紙一通添

寫送付先 吳復補給部

(終)

(加蓋印)

海軍

0912

昭和二十五年三月十五日

東京都青橋区本所町四丁目三番地ノ七

出光興産株式会社

取締役社長

出光

佐三



呉地方復員局長殿

寫提出先

復員庁第三復員局總務部長殿

呉地方復員局捕給部長殿

大湊地方復員局捕給部長殿

五〇〇噸重油船塔載需局貸與申請書

公務船三八七号重油船貸與回航に要する左記塔載需局格別の

御詮議を以て貸與御許可下さい。此御願ひ申上り。

0913

塔敷需品目録

五〇吹塵油船

第一種需品

航海長主管

晴	雨	計	七倍双眼鏡	亞式信号灯	寒暖計	風速計	西脚器	海圖	六八二航法歴	通信長主管
個	個	個	個	個	個	個	個	枚	冊	管
一	一	一	二	一	一	一	一	三	一	

(十二行)

0914

1666

		充電器 一号	充電器 三号改一	九二式特受信機 改四	全附属交通流移動用發電機	TM式短移動送信機 改二	九八式無線機試驗器甲	全 三型	三号蓄電池 二型	丁式受聽器	手動電鍵
		"	個	組	基	組	個	三基入	二六基入	り	個
		一	一	一	一	一	一	三	一〇	一	一

0915

衛	衛	油	鉄	寒	全	袖	榎 園 長 主 筥 旨	両	鉄	鉋	内務長主筥旨 (木工の部)
帶切鉢	帶切小刀		鞍轆	暖計	乙	差甲		刃	鏈	小甲	
"	"	缶	一毛	戊	"	個		鋸	"	個	
二	二	二	一	六	一	二		枚	一	三	

0917

配 食 皿	小 皿	中 皿	湯 呑 乙	汁 碗 乙	飯 碗 乙	肉 截 刀 大	洋 鍋 中	全 計 長 圭 管	移 動 送 風 機	携 帶 電 灯	シ リ ン ダ
"	"	"	"	"	"	"	個		基	"	個
一	三	四	五	二	二	一	二		一	五	一

(終)	枕	合	合	兵	薄	算	土	全	配	兵	洗
				食	刃				食	食	面
				器	庖		瓶		器	皿	鉢
	乙	小	中	大	丁	盤	乙	小	大		乙
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個
	= 〇	= 五	≡ 〇	≡ 〇	≡ 三	一	≡ 三	= 二	= 二	一 三	一

0919

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

千三廿

0920

局長

総務部長

庶務課長

各課長

部員

奥復第四七八號
昭和二十二年九月一日

庶務主任

奥地方復員局物件處理幹事の職務分擔を左の通り改める

奥地方復員局物件處理幹事の職務分擔を左の通り改める

幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事			
幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事			
一、全般に關すること	二、主として物件處理の案簿に關すること	一、特殊物件及舟艇の處理引渡に關すること	二、委員會との連絡に關すること	三、幹事長輔佐	一、一般書類、資料の整理保存に關すること	二、河野部員輔佐	一、特殊物件及舟艇の引渡に關し進駐軍に對する交渉並に報告に關すること	二、幹事長輔佐	補給部關係物品處理に關すること	補給部關係衣糧處理に關すること

0921

吳州復局

一九四七年九月二日

14番番號

CFE/LI-3/Th (80)

第一九八四號

庶務主任

29.12.45

吳復 29.12.45

0922

局長

第二復員局

米極東海軍部隊指揮官參謀長代理 W B マツタヒユ

總務部

東京終戰連絡中央事務局

庶務課

余剩被服處分の件

附聯文書 (a) 一九四七年八月二十二日附二復書翰第四五五號

指余剩被服は占領指令に従ひ引渡物件となる。

物件移管が完了次第米極東海軍部隊指揮官及地方軍政部に報告せよ。

部員



國 第 二 八 七 五 號

昭 和 二 十 二 年 九 月 六 日

廣 島 財 務 局 長

英 地 方 復 員 局 長 殿

雜 種 財 産 一 時 使 用 承 認 建 物 の 使 用 條 件 変 更 に つ き

客 年 十 月 十 日 附 國 第 二 五 六 一 號 一 時 使 用 を 承 認
こ の 左 記 財 産 に つ き 本 年 七 月 三 十 五 日 附 下 関 掃 第 一 號 一 二 九 六
で 下 関 掃 海 部 長 か ら 昭 和 二 十 二 年 五 月 三 十 一 日 迄 延 續 使 用 の
願 出 が あ っ た か 左 は 前 承 認 書 の 使 用 條 件 を 左 の 通 変 更 こ そ
使 用 を 認 め る 事 か ら 了 知 下 さい

記

本 使 用 期 間 昭 和 十 三 年 五 月 三 十 日 迄 と し 但 し 掃 海 任 務 終

了 し た 場 合 は 期 間 中 と 難 取 消 す こ と が あ る

使 用 料 本 年 九 月 一 日 以 降 有 償 と し 金 額 は 追 々 決 定 す

昭 和 二 十 二 年 九 月 六 日

字 下 掃 一 八

廣 島 財 務 局 長 印

0923

日本帝國政府

三、種目數量

元用途	種別	棟數	戸數	坪數
德山海軍人 軍属住定	長官住定 長官 下士官	一 一 一	一 一 二	三四坪 二坪 二〇坪
下肉若軍人 軍属住定	甲種住定 乙種 丙種	一 一 一	一 四 二	一四八坪 六二坪 二〇坪
計		三	三五	四八八坪

0924



吳復第五〇九號

昭和二十二年九月十一日

廣島財務局長殿

吳地方復員局長



局長

庶務部長

庶務課長

部員

國有財産移管の件通知
左記建物は昭和二十年十一月一日を以て吳海軍施設部長より移管すべき
處手續洩なるに付可然處理願ひたい

記

供用・廳	構	造	數量	價格	建設年月日	所	在	地
第十一海軍航空廠	木造二階建	一棟	九千圓	指定昭和十年	吳市岡賀町原			

寫送付先

復員廳第二復員局經理部長

(終)

奥地復局

九四七年九月十日

CONF/L-1-13/ (80)

局長 眞番號 (二〇五〇)

米國極東海軍部隊指揮官參謀長 N W バード

第二復員局

東京終戦連絡中央事務局

前記、横須賀補給の潤滑油を内務省に移管の件

陸軍省 文書 (a) 春輸一九四七年九月三日附第七五〇 (PD) 號

前記文書(ア)は表に載せた或種の潤滑油の内務省移管に關する許可申請である。

第二復員局は餘剩物資が進駐軍に不要なることを地方軍政府を經由して

員確めた後之を内務省に引渡す様水續的に指令されてある。此等の器材に

ついては横須賀海軍部隊指揮官に報告すべきで、若し進駐軍に不要であ

つから民需に振の向ける爲めに内務省に返還すべきである。

送付先 横須賀海軍部隊指揮官

(終)

0926

一九四七年八月十四日

ONFE/L十一一三/rh (八〇一第一八二九號)

米極東海軍部隊指揮官代理 參謀長 N・W・バード

第二復員局

經由 東京終戦連絡中央事務局

22.9.4

漢、柳、人、下、孫、
送付(カ)一三)

0927

第二復員局所有剩餘食糧の處分に關する件

關聯文書 (a) 一九四七年八月十三日附一、二復所有食糧の説明に關するSD

B 第四五〇號

一、關聯文書 (a) の研究は左の三つの假定に基いてゐる即ち

- (a) 第二復員局職員は一九四七年十二月まで一〇、〇〇〇名の水準を維持する、このことであるがこれ明らかに少くも二五パーセント高く見積つてゐる
- (b) 第二復員局職員は一九四八年三月まで四、〇〇〇名の水準を維持する、このことであるがこれも恐らく二〇パーセント高い見積りであらう
- (c) 第二復員局職員は一九四八年八月まで二、〇〇〇名の水準を維持する、このことであるがこの數字は一應至當と思はれるも右は同期日までに歸

このことであるがこの數字は一應至當と思はれるも右は同期日までに歸

海作業如何なる決定を見るかにかゝつて

二 右假定を用いれば或る部門には食糧の過剰を來たし或る部門には不足を來たしている

三 表中の過剰食糧は民間の使用に供するため速かに内務省に移管し同時に移管食糧報告書寫しを地方軍政部及米極東海軍部隊指揮官に提出せよ

四 不足を示す場合と雖も右假定は相當余裕を見たものなる故實際には不足は存在せざるものと思はれる従つて食糧の追加購入は必要としない

五一 一九四八年十一月十五日現在の食糧目録につき同様の報告書を極東海軍部隊指揮官宛提出せよ

(終)

0928

吳比古海員局總務部長

局長

復總第二九三號

關聯

一九四七年四月二十二日附〇〇〇〇〇〇

昭和二十二年五月二十七日附二復第六番電

昭和二十二年五月三十日附二復總第一八四號

總務部長

昭和二十二年九月五日

復員局第二復員局總務部長

庶務課長

各地方復員局總務部長殿

地方軍政部に提出の移管資材一覽表に關する件照會

首題一覽表は爾今左記要領により翻製のことに定められたから九月分からは本要領によられたい。

而當局として。に地方復員局から地方軍政部に提出した一覽表の編提出する必要があるので為は各一ヶ月分を揃えて極力速かに二部宛送付のこととし、當月に處理したものがなき場合はその旨通知ありたい。

記

一記載する物品は當月處理した全物品（廢品處理のものを除く）とし第一種常品、掃海要具、第二種常品、燃料、水路圖誌、治療品、被服、糧食

復 2.9.12

0929

購用品及び造修材料別とする。

二 準特殊物件（連合軍から内務省を継ぐことなく直接引渡されたまゝと
ある物品及び當然接收される筋合のものであるが接收されずそのま
ま保有している物品等）、特殊物件（連合軍に接收されたもので民需用
として内務省に引渡されたものの中から二復用として移管を受けた物品
一及び購買品（終戦後二復の豫算で購買したもの）に區分し記載する。
三 各物品の引渡先、引渡年月日を記入する。

四 記事概を設け第二號による物品の區分を左の要領により記入する。

此の記事により地方軍政部當局が返還敵産報告中に挿入する物品を選
び出すのであり又これにより二復保有物品の状態を明瞭にする事が出来
るから努めて正確を期し年月日等も極力調査し記入のこととされたい。
イ 準特殊物件は「〇年〇月〇日〇〇部隊から引渡された物品」等その状
態を記入。

ロ 特殊物件は「連合軍接收後民需用として内務省に引渡されたもの」
から「〇年〇月〇日〇〇縣廳を造り移管を受けた物品」等と記入。

尙内務省から移管を受けたものが同省が連合軍から民需用として引渡されたものの中に含まれているかどうか一應關係地方廳で確認ありた

ハ購買品は「終戦後二復で購買した物品」と記入。

五保管轉換を受けた物品及び遼納品で前號の記事を的確に記載することは困難な場合は各地方復興局における同種のもの一括して記入す等然るべく判断の上處置されたい。

(終)

0931